

17 - 案内板

【基本的な考え方】

案内板は、施設の利用に関する情報などを伝達するために重要なものであり、誰でもわかりやすいものである必要があります。主要な出入口の付近に設置し、文字の大きさ、配色、記号による表示、点字表示などのきめ細やかな配慮を行うことが必要となります。

構造等基準

項目	整備水準	解説
案内板 「13-1」 認識性 点字表示	<p>公共的施設全体の概要を示す案内板を設ける場合には、1以上の案内板は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 文字等は、地色と明度の差の大きい色とし、又は図形、記号等によって表示すること等により見やすいものであること。</p> <p>ロ 点字による表示が行われていること。ただし、直接地上に通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合又は点字による表示を行うことが困難である場合は、この限りでない。</p>	案内板を設ける場合、1以上の案内板を整備する必要があります。
案内板その他の設備 「13-1」 案内板その他の設備	車いす使用者便房、車いす使用者用駐車場又は利用円滑化経路を構成するエレベータ-若しくはエスカレータ-が設けられている施設にあっては、当該施設又はその敷地内に、車いす使用者便房、車いす使用者用駐車場、エレベータ-、エスカレータ-の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、車いす使用者便房、車いす使用者用駐車場、エレベータ-、エスカレータ-の配置が容易に視認できる場合は、この限りではない。	
案内板その他の設備 「13-2」 視覚障害者用設備	車いす使用者便房又は利用円滑化経路を構成するエレベータ-若しくはエスカレータ-が設けられている施設にあっては、当該施設又はその敷地内に、車いす使用者便房、エレベータ-、エスカレータ-の位置を、文字等の浮き彫り、音による案内、点字等の方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。	
案内板その他の設備 「13-3」 案内所	案内所を設けた場合には、上記の「13-1」案内板その他の設備、「13-2」視覚障害者用設備の規定は、適用しない。	
視覚障害者利用円滑化経路 「15-1、2」 視覚障害者誘導用ブロック等 点状ブロック等	<p>公共的施設又はその敷地に当該公共的施設の案内設備を設ける場合は、道等から当該案内設備までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）のうち1以上を、視覚障害者利用円滑化経路にすること。ただし、道等から案内設備までの経路が建築物である路外駐車場に設けられている場合又は公共的施設内にある当該公共的施設を管理する者等が常時勤務する案内設備から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が次号に定める基準に適合するものである場合は、この限りでない。</p> <p>視覚障害者利用円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 視覚障害者利用円滑化経路に、線状ブロック等及び点状ブロック等又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備が設けられていること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>ロ 視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、点状ブロック等が敷設されていること。</p> <p>(1) 車路に近接する部分</p>	<p>案内板を設ける場合、1以上の視覚障害者利用円滑化経路を整備する必要があります。</p> <p>音声による誘導の方法として杖式やペンダント式などがあります。</p>

項目	整備水準	解説
	(2) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの若しくは高さが16cmを超えず、かつ勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等を除く。）	

設計標準

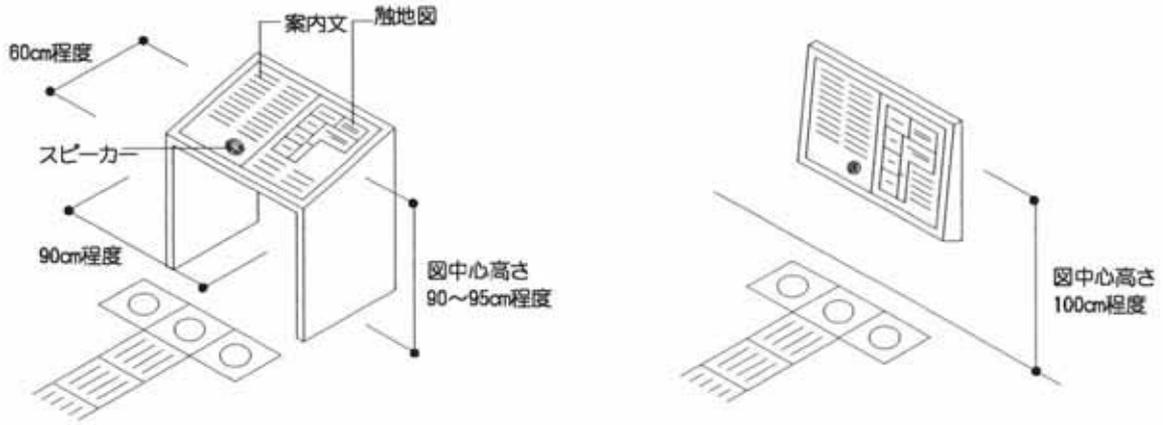
項目	整備水準	解説
設置位置	<ul style="list-style-type: none"> 案内板を設ける場合は、建築物の出入口付近の視認しやすい位置に設置します。 案内板を設ける場合は、車いす使用者や視覚障害者の通行の妨げとならない位置に設置します。 案内板の表面の仕上げや設置位置に配慮し、逆光や反射グレアが生じないようにします。 	室名を変更した場合などは適宜、案内板の表示内容も修正します。点字表示についても留意します。
正確性	<ul style="list-style-type: none"> 案内板の表面の表示内容は、建築物を正確に示すものとします。 	
触知図 点字表示	<ul style="list-style-type: none"> 案内板を設ける場合には、触知図案内板を併設します。 点字表示は、次のような場所に設置します。 利用居室の出入口 エレベーターの乗降ロビ - 及びかご内の制御装置案内板 便所の出入口 傾斜路、階段、廊下等の手すり 冷温水給水栓 	

望ましい配慮

項目	整備水準	解説
文字表示装置、順番案内装置	<ul style="list-style-type: none"> 病院、官公庁舎等の受付では、順番等の情報を知らせる必要がある場合は、文字による表示装置や振動により知らせる装置等を設けます。 	
通信装置	<ul style="list-style-type: none"> ファックスやインタ - ネット等の通信装置を利用できるようにしている場合は、その旨の表示を行います。 	
外国語表示	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、外国語も併記します。 	

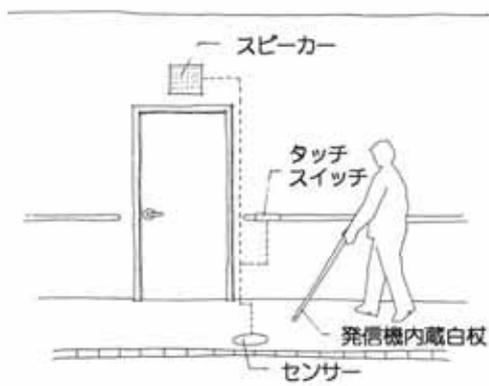
案内板

音声付触知案内板の例

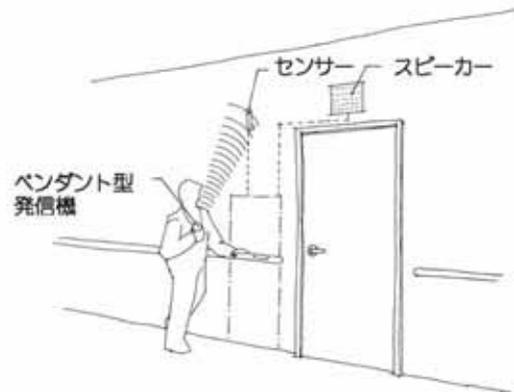


音声誘導装置のしくみ

杖式

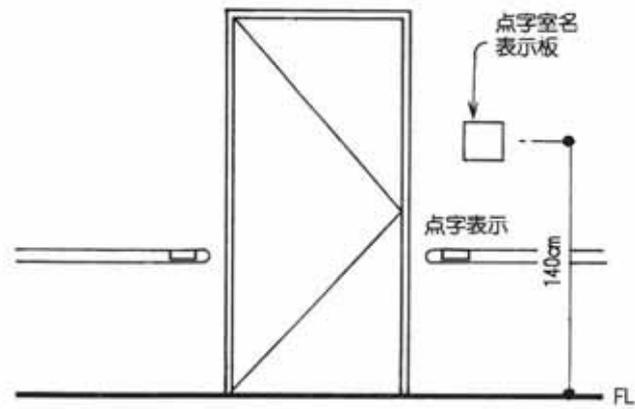


ペンダント式



表示板の設置例

室名表示板の例



誘導標識の標示例

